

第 15 期かながわ国際政策推進懇話会第 5 回について

1 前回開催の振り返り

- 令和 6 年度の懇話会運営は次のとおり行うこととし、委員から承認を得た。
 - ・ 第 4、5 回は、次の論点について、年間を通じて協議する。
 - ① 外国につながるのある子どもたちの就園・就学から卒業までの支援
 - ② 若い世代の外国人労働者が中長期的に働くことができる支援
 - ・ 協議結果は、今後の県施策の参考となるよう、議事を要約した報告書としてまとめる。

2 議論の方向性

- 必要な助言を聴取するため、事務局で予め資料 2「報告書（素案）」を用意し、当該書類に沿った議論を行う。

【報告書（素案）の構成】

1 テーマ設定の経緯2 概況

… 前回開催の説明資料を整理したもの

3 外国につながるのある子どもたちへの支援について

- (1) 現状 … 前回開催の説明資料を整理したもの
- (2) 懇話会での主な意見 … 前回開催の委員意見を、それぞれ区分ごとに分けたもの
- (3) 懇話会としての結論 … 3 (2) をグループごとにまとめたもの

4 外国籍県民の安定就労に向けた支援について

- (1) 現状
- (2) 懇話会での主な意見
- (3) 懇話会としての結論

- 委員には、それぞれの論点について、主に次の事項の助言を聴取する。
 - ・ 「(2) 懇話会での主な意見」
事務局で整理したものであるため、各委員の意見趣旨を汲み取れているか確認するとともに、誤りがあれば適切な再分類を行う。また、必要であれば、意見や区分の追加・削除も行う。
 - ・ 「(3) 懇話会としての結論」
箇条書きで示した柱（案）について、(2) を参酌した表現となっているか、追加すべき意見（結論）がないか、御意見をいただく。
※ (3) については、事務局において、いただいた意見を踏まえ、柱（案）を文章化。

3 開催後の対応について

- 今回聴取した意見に沿って、事務局で報告書(案)をまとめる。
- 報告書（案）は、日本語教育事業の総合調整会議として位置付ける第 6 回懇話会までに、メールによる確認を中心に委員と調整し、最終的には会長からの承認を経て、完成させる。